

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 1 3 号  
2 0 1 6 年 1 1 月 2 9 日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 大山 隆幸殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

「便乗運転士と便乗車掌の車内巡回」に関する団体交渉開催を求める緊急申し入れ

12月1日から営業列車での車内秩序維持を目的として、本線便乗乗務員（運転士・車掌）の車内巡回が実施される。

便乗運転士が車内巡回をするためには、接客等の準備が必要であり、便乗運転士と便乗車掌の車内巡回に際し乗務報告書の記載事項も発生する等、多くの問題点がある。

また、11月の運輸所定例訓練において「便乗乗務員の車内巡回」について、補足資料も配付されず、乗務員の質問も受け付けず、パワーポイントによる管理者の説明だけで一方的に労働条件を見直し実施することは到底許されるものではない。

よって、今回の「便乗運転士と便乗車掌の車内巡回」の実施は、労働条件の変更であり、下記の通り申し入れるので早急に団体交渉の場を設定すること。

#### 記

1. 今回の「便乗運転士と便乗車掌の車内巡回」は労働条件の変更であり、会社は直ちに団体交渉を開催すること。
2. 「便乗運転士と便乗車掌の車内巡回」は労働条件の変更であるにも関わらず、一方的に実施することは到底許されるものではない。12月1日からの「便乗運転士と便乗車掌の車内巡回」の実施は、団体交渉を開催するまで延期すること。
3. 「便乗運転士と便乗車掌の車内巡回」は、乗務に伴う準備（案内カードの作成等）が必要であり、便乗運転士と便乗車掌の車内巡回に際し乗務報告書の記載事項も発生する等、多くの問題点がある。11月の定例訓練でのパワーポイントの説明だけでは不十分である。会社は、乗務員に対し、補足資料を含めた丁寧な説明を実施すること。
4. 「便乗運転士と便乗車掌の車内巡回」は、案内カードの作成等、乗務に伴う準備が必要であり、また、乗務報告書の記載事項の記載も含まれる。従って、それに伴う準備報告時間を付加すること。

以上